



うわじま牛鬼 © カナヘイ

国民年金のおはなし



保険料の免除・納付猶予 制度について



収入の減少や失業などにより、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、「免除」または「猶予」される制度があります。住居地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、年金事務所で申請できます。(免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。)



■免除制度

所得が少なく、本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除になります。



免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

■納付猶予制度

世帯主の前年度の所得（該当年度の前年分）が基準超過により免除に該当しない場合でも、5歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合は「納付猶予制度」が利用できます。平成28年7月1日に制度が改正され、これまでは30歳未満の人のみが対象でしたが、5歳未満の人まで該当するようになりました。

【学生納付特例制度】

学生の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の学生が対象になります。配偶者・世帯主の所得の多寡は問いません。



■保険料の免除・納付猶予などの手続きをするメリット

保険料を免除されていた期間は免除期間として、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に含まれます。

ただし、手続きをただで、免除された額を差し引いた金額を納めていないと、受け取るために必要な期間には含まれません。

また、保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、

ケガや病気で障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取るために必要な期間の対象となります。

※免除、納付猶予などを受けようとする場合、税の申告をしていることが条件になります。税の申告の所得状況に応じて、審査をします。

ちょっと小断

免除と納付猶予（学生納付特例）との違いはなんでしょう。これは年金を受給するようになったときに、年金額へ反映するかしないかという点です。保険料免除期間の全額免除、一部免除納付のある人は年金額に反映されますが、納付猶予（学生納付特例）の場合は年金額には反映されません。あくまで「猶予」されている期間なので、追納できる期間内に納めることで老齢基礎年金の保険料納付済期間となります。



【問合先】

月～金（祝日をのぞく）
午前8時30分～午後5時15分

宇和島年金事務所
代表 ☎22 - 5440

宇和島市役所 市民課
国民年金係 ☎24 - 1111
内線2133